

会員各位

令和元年 10 月 吉日

一般社団法人 沖縄県放射線技師会  
会長 長野 篤

## 「診療放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドライン」 発出について

謹啓 晩夏の候、皆様には益々御清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は本会の事業運営に対し格別の御理解並びにお力添えを賜り、厚く御礼申し上げます。  
診療用放射線に係る安全管理体制並びに診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の取扱いに関して、平成 31 年 3 月 11 日に医療法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成 31 年 3 月 12 日に「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（医政発 0312 第 7 号厚生労働省医政局長通知）が送付されました。  
その中で病院又は診療所の管理者は、診療用放射線の利用に係る安全な管理のための責任者（以下「医療放射線安全管理責任者」という。）を配置し、医療放射線安全管理責任者は診療用放射線の安全利用のための指針を策定することとなりました。

この度、厚生労働省より「診療放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドライン」が発出されましたので、ご案内申し上げます。

また、関係団体からも情報がありましたので、併せてご案内申し上げます。

今後、各施設におかれまして放射線安全管理にお役立ていただけたらと思います。

謹白

記

- 「診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドライン」

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/tsuchi/documents/r011004\\_guideline.pdf](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/tsuchi/documents/r011004_guideline.pdf)



- 「診療用放射線に係る安全管理体制に関するガイドライン」等の発行のお知らせ

[http://www.radiology.jp/member\\_info/guideline/20191004\\_01.html](http://www.radiology.jp/member_info/guideline/20191004_01.html)

日本医学放射線学会 H.P. から

